

## 「日田市小規模修繕業務等業者登録申請書」提出要領

提出先　　日田市役所2階　総務企画部　契約検査室  
〒877-8601　日田市田島2丁目6番1号  
TEL0973-22-8520（直通）

提出期間　　令和8年2月2日（月）から令和8年3月13日（金）  
午前9時から午後4時30分（土、日、祝日は除く）

提出方法　　持参

提出部数　　1部

有効期間　　令和8年度

登録資格　　1. 日田市に主たる事業所を置き、日田市公共工事建設業者等指名参加資格者名簿に登録されていない者（法人、個人で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問いません）。  
2. 市税の滞納のない者（対象とする市税とは、市民税（法人市民税も含む）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税です）。

提出書類　　1. 日田市小規模修繕業務等業者登録申請書  
2. 滞納のない証明書（原本）  
※令和8年1月1日以降の証明日であること

※別紙、登録申請案内をよく読み、登録申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて持参ください。

# 日田市小規模修繕業務等業者登録申請をされる方へ

## 一般的事項

1. この登録制度は、日田市が発注する小規模な修繕契約のうち、建設業として日田市公共工事建設業者等指名参加資格者名簿（以下「有資格者」という。）に登録されていない者でも契約することができる「少額で内容が軽易な契約（50万円以内）」を希望する者を登録し、修繕業務等を行わせる業者選定の際の対象とするものです。

2. 登録資格については下記のとおりです。

### 〈登録できる者〉

- ① 日田市内に主たる事業所を置き、日田市公共工事建設業者等指名参加資格者名簿に登録されていない者（法人、個人で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問いません）。
- ② 市税の滞納のない者（対象とする市税とは、市民税（法人市民税も含む）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税です）。

### 〈登録できない者〉

- ① 日田市内に主たる事業所を置いていない者（法人においては他の市町村に本店がある場合、個人においては日田市に住民登録をしていない者など）。
- ② 小規模修繕業務等に係る契約を履行する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ③ 日田市公共工事建設業者等指名参加資格者名簿に登録されている者。
- ④ 集団的又は恒常に暴力的不法行為を行うことが明らかであると認められる者。
- ⑤ 関係法令に違反し又は不誠実な行為等があり、契約の相手方として適当でないと認められる者。

この登録申請をした者は「日田市小規模修繕業務等業者登録名簿」に登録して全庁に供し、日田市が発注する小規模な修繕等の契約の際の見積業者選定の対象となり得ますが、見積や契約を約束するものではありません。

3. この申請は毎年2月1日から3月15日までの間（ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く）に定期受付を行います。その有効期限は受付の年の4月1日から翌年の3月31日までとします。

定期受付の提出期間に提出しなかった者は、登録を行おうとする年度の1月31日まで随時受付を行いますが、申請を行った翌月の1日からの登録となります。

4. 見積業者に選定された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積競争により、最も低価格の見積書を提出した者と契約するものになります。

ただし、緊急を要する契約については近傍業者の1社より見積書を提出していただき契約することになります。

なお、見積業者に選定されても都合により辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず連絡（電話可）をお願いいたします。

5. 契約を締結することになった場合は、担当課（発注元の課）の指示に従って契約します。この場合、契約保証金は原則として免除します。

6. 契約の履行は日田市契約規則、日田市契約規則施行細則、日田市公共工事契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請負った契約は自ら履行することを原則とし、やむなく下請けに発注する場合は日田市（発注課）が認めた以外発注できません。

7. 請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。前払金はありません。

8. 登録業者が契約・業務に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為等の不正または不誠実な行為等があった場合は登録を取り消します。

9. この登録名簿は全庁に公開するほか、契約制度の透明性を向上させるため一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。

## **提出書類について**

### **I. 日田市小規模修繕業務等業者登録申請書**

- ① 「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は自宅を事業所として住所を記入してください。
- ② 「商号又は名称」は、法人の場合は商業登記簿に記載された商号を記入し、個人事業主の場合は通常使用している名称がある場合はそれを記入し、名称がない場合は記入しないでください。
- ③ 「代表者の職・氏名」の「職」は、法人の場合は商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は「代表」と記入してください。
- ④ この申請書に押印は必要ありません。
- ⑤ 修繕希望業種は、申請書裏面の業種コード表の中から選択してください。  
(注) 確実に履行可能な業種以外は記入しないでください。

### **2. 滞納のない証明書**

- ① 法人の場合・・・法人に係る「滞納のない証明書」  
個人の場合・・・代表者の「滞納のない証明書」
- ② 発行場所：日田市税務課 1番窓口 TEL0973-22-8397（直通）
- ③ 税務課1番窓口で税務証明等交付申請書に必要事項を記入のうえ提出し、証明書の発行を受けてください（証明には手数料が必要です）。
- ④ 税金を納付（引落）された後、1～2週間は窓口で納税の確認ができないことがありますので、領収書又は通帳（記帳したもの）を持参ください。

《問合せ先》

〒877-8601

日田市田島2丁目 6-1

日田市総務企画部 契約検査室

TEL0973-22-8520（直通）